

○中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する規則

令和2年3月23日規則第6号

中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中之条町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の期間)

第2条 使用の開始日及び終了日は、次の各号に定める日を除いた日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他町長が別に定める日

(使用の申請)

第3条 条例第7条の規定による許可を得ようとする者（以下「使用者」という。）は、移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に使用者の身分を証明できるものの写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 使用者は申請書を提出する前に、あらかじめ、体験住宅の使用予約を行うものとする。この場合において、使用者は当該住宅の使用期間が終了、又は使用予約を取り消さない限り、新たな使用予約を行うことはできない。

(使用の許可)

第4条 町長は、体験住宅の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、移住体験住宅使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用料の徴収)

第5条 使用者は、許可書の交付を受けたときは、条例第10条の使用料を指定の期日までに前納しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により住宅使用料及び寝具使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。ただし、日割り額の算出方法については、条例第10条別表の定めによるものとする。

(1) 天災事変により使用できなくなった場合 使用未済期間の日割りで100分の100

(2) 町長が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合 使用未済期間の日割りで100分の100

(3) その他やむを得ない事情により町長が特に認めた場合 その都度還付割合を決定する。

(使用料)

第7条 住宅使用料は、電気料、水道料、下水道料、放送受信料及びゴミ袋代（いずれも消費税を含む。）を含むものとし、飲食費並びに洗面具及び衛生用品等の日常消耗品や交通費については自己負担とする。

2 寝具使用料は、敷き布団、掛布団、枕、毛布及びシーツを1セット（いずれも消費税を含む。）含むものとし、使用期間中に寝具の交換を希望する場合（第1項に定める寝具使用料を前納している場合に限る。）は、速やかに町長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。